

地方独立行政法人三重県立総合医療センターの各事業年度における 業務の実績に関する評価実施要領（案）

平成 年 月 日決定
地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会決定

「地方独立行政法人三重県立総合医療センターの業務の実績に関する評価基本方針」に基づき、地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）が地方独立行政法人三重県立総合医療センター（以下「法人」という。）の各事業年度における業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）を実施する際の必要な事項（以下「実施要領」という。）を定める。

1 評価の目的

評価委員会が行う評価は、法人の業務運営の改善及び充実に促すことにより、法人業務の質の向上、業務の効率化及び透明性の確保に資することを目的に行う。

2 評価の方法

- (1) 年度評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行うこととし、項目別評価は「個別項目評価」と「大項目評価」により行うこととする。
- (2) 年度評価は、別表 1 の評価項目ごとに評価を実施し、特筆すべき点、遅れている点があればコメントを付すこととする。
- (3) 個別項目評価は、別表 1 の評価項目ごとに法人が当該事業年度の業務の実績について自己点検・評価を行い、これをもとに評価委員会において検証・評価をして、行うこととする。
- (4) 大項目評価は、別表 1 の評価項目ごとに評価委員会において総合的な評価をして、行うこととする。
- (5) 全体評価は、項目別評価の結果を踏まえ、中期計画の実施状況など法人の業務の実績について総合的な評価をして、行うこととする。
- (6) 評価委員会は、評価結果を決定する際には評価結果の案を法人に示すとともに、それに対する法人からの意見申し出の機会を設ける。

3 項目別評価の具体的方法

項目別評価は、以下の(1)～(3)の手順で行うこととする。

(1) 法人による自己評価

法人は、別表 1 の個別項目評価の評価項目ごとに、当該事業年度の業務の実績を別表 2 の評価基準により ～ の 5 段階で自己評価（評点）し、年度計画の実施状況及び評価の判断理由を記述した当該事業年度における業務の実績に関する報告書（以下「業務実績報告書」という。）を作成する。

また、評価を行う年度計画の大項目ごとに法人としての特色ある取組や未達成事項のほか、当該事業年度の前年度の評価において評価委員会から指摘された事項等について、当該事業年度の対応状況などを記述する。

なお、評価の際に参考となる資料があれば、必要に応じて添付する。

(2) 評価委員会による法人の自己評価の検証及び個別項目評価

評価委員会は、業務実績報告書をもとに法人の自己評価や年度計画の設定の妥当性も含めて、法人からの聴取など調査・分析を行ったうえで業務の実績の全体について検証する。その結果を踏まえ、別表1の個別項目評価の評価項目ごとに別表2の評価基準により～の5段階で評価(評点)し、年度計画の実施状況及び評価の判断理由を記述した当該事業年度における業務の実績に関する評価結果報告書(以下「評価結果報告書」という。)を作成する。

なお、法人による自己評価と評価委員会による評価が異なる場合、評価委員会は判断理由等を示す。

(3) 評価委員会による大項目評価

評価委員会は、個別項目評価の結果を踏まえ、別表1の大項目評価の評価項目ごとの実施状況について、別表3の評価基準によりS～Dの5段階で評価(評点)するとともに、必要に応じて特筆すべき点や遅れている点についての意見を評価結果報告書に記述する。

大項目評価は、評価区分ごとに、を5点、を4点、を3点、を2点、を1点として大項目ごとの平均点を算出し、その結果を判断の目安として評価委員会が総合的に判断したうえで評価を決定する。

4 全体評価の具体的方法

全体評価は、項目別評価の結果を踏まえ、中期計画の実施状況全体について、記述式により総合的な評価をして、行うこととする。

5 評価結果

- (1) 評価委員会は、評価結果について法人に通知する。
- (2) 評価委員会は、評価結果を踏まえ必要があると認める時は、法人に対して業務運営の改善その他の勧告を行うこととする。ただし、大項目評価において評価区分をDとした項目については、業務運営の改善その他の勧告を行うこととする。
- (3) 評価委員会は、前2項の内容について知事に報告するとともに、公表する。

6 評価結果の反映

- (1) 法人は、評価委員会からの勧告を尊重し、業務運営の改善等に努める。
- (2) 法人は、評価委員会の評価が評価区分Cとなった項目について、自主的に業務運営の改善等に努める。

7 その他

- (1) 業務実績報告書及び評価結果報告書の様式は以下のとおりとする。
業務実績報告書・・・別紙様式1
評価結果報告書・・・別紙様式2
- (2) この実施要領は、評価委員会の決定により必要に応じて見直すことができる。

8 附則

この実施要領は、法人の平成24年度における業務の実績にかかる評価から適用する。

別表 1

年度評価における評価項目（実施要領 2 - (2)、(3)、(4)関係）

区 分	評 価 項 目
個別項目評価	以下の「大項目評価」を行う項目における中期計画の最小項目に対応する年度計画の項目を基本とする。
大項目評価	中期計画の大項目に関連する年度計画の次の4つの大項目 第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 第3 財務内容の改善に関する事項 第7 その他業務運営に関する重要事項
全体評価	中期計画の実施状況

【備 考】

- 1 年度評価は、個別項目評価の結果を基に、大項目評価、全体評価の結果を導くこととする。
- 2 個別項目評価は、中期計画の最小項目に対応する年度計画の項目を基本とし、以下については年度計画における最小項目とする。
 - ・年度計画「第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」の「1 医療の提供」のうち、「(2)信頼される医療の提供」及び「(4)患者・県民サービスの向上」
- 3 個別項目評価のうち、年度計画「第3 財務内容の改善に関する事項」の「1 予算」、「2 収支計画」及び「3 資金計画」については、1つの項目として評価することとする。

別表 2

個別項目評価における評価基準（実施要領 3 - (1)、(2) 関係）

区分	評価の基準の説明
	年度計画を著しく上回って実施している
	年度計画を上回って実施している
	年度計画を概ね計画どおり実施している
	年度計画を十分に実施できていない
	年度計画を著しく下回っている、又は実施していない

別表 3

大項目評価における評価基準（実施要領 3 - (3) 関係）

区分	評価の基準の説明	判断の目安
S	中期計画の実施状況は特筆すべき状況にある	小項目の平均点が 4 . 3 点以上
A	中期計画の実施状況は順調に進んでいる	小項目の平均点が 3 . 4 点以上 4 . 3 点未満
B	中期計画の実施状況は概ね順調に進んでいる	小項目の平均点が 2 . 6 点以上 3 . 4 点未満
C	中期計画の実施状況は遅れている	小項目の平均点が 1 . 9 点以上 2 . 6 点未満
D	中期計画の実施状況は著しく遅れている又は実施していない	小項目の平均点が 1 . 9 点未満

（注）小項目の平均点は、小数点以下第 2 位を四捨五入する。

【評価にあたっての留意事項】

- 1 評価にあたっては、当該大項目にかかる個別項目評価の評点の平均値のみで判断するのではなく、必要に応じて、重要な意義を有する事項、優れた取組がなされている事項、その他法人を取り巻く諸事情を考慮する。
- 2 S 及び D の評価とする場合は、評価委員会が特に認める場合かつ判断の目安を満たしているものに限る。
- 3 個別項目評価で 以下の評価がある場合は、A 以上の評価とはしない。

対比表（各事業年度の評価実施要領の素案と案）

下線部分は修正箇所（うち二重下線部分は評価委員会の議論を踏まえ修正した箇所）

素案	案（素案の修正案）
<p>「地方独立行政法人三重県立総合医療センターの業務実績に関する評価基本方針」に基づき、地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う地方独立行政法人三重県立総合医療センター（以下「法人」という。）の各事業年度における業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）の実施について必要な事項（以下「実施要領」という。）を定める。</p> <p>1 評価の目的 評価委員会が行う評価は、法人の業務運営の改善及び充実を促すことにより、法人業務の質の向上、業務の効率化及び透明性の確保に資することを目的に行う。</p> <p>2 評価の方法</p> <p>(1) 年度評価は、評価委員会が法人から提出された各事業年度における「業務に関する実績報告書（以下「業務実績報告書」という。）」をもとに、法人からの聴取等を踏まえて業務実績の調査及び分析を行い、「項目別評価」と「全体評価」により行う。</p> <p>(2) 年度評価は、別表1の評価項目ごとに評価を実施し、特筆すべき点、遅れている点があればコメントを付す。</p> <p>(3) 「項目別評価」は、年度計画の項目ごとに法人が当該事業年度の業務実績について自己点検・自己評価を行い、これをもとに、評価委員会において検証・評価を行う。</p> <p>(4) 「全体評価」は、「項目別評価」の結果を踏まえつつ、中期目標の達成状況全体について、総合的に評価する。</p> <p>(5) 評価委員会は、評価結果を決定する際には、評価結果の案を法人に示すとともに、それに対する法人からの意見申し出の機会を設ける。</p>	<p>「地方独立行政法人三重県立総合医療センターの業務の実績に関する評価基本方針」に基づき、地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）が地方独立行政法人三重県立総合医療センター（以下「法人」という。）の各事業年度における業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）を実施する際の必要な事項（以下「実施要領」という。）を定める。</p> <p>1 評価の目的 評価委員会が行う評価は、法人の業務運営の改善及び充実を促すことにより、法人業務の質の向上、業務の効率化及び透明性の確保に資することを目的に行う。</p> <p>2 評価の方法</p> <p>(1) 年度評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行うこととし、<u>項目別評価は「個別項目評価」と「大項目評価」により行うこととする。</u></p> <p>(2) 年度評価は、別表1の評価項目ごとに評価を実施し、特筆すべき点、遅れている点があればコメントを付す<u>こととする。</u></p> <p>(3) <u>個別項目評価は、別表1の評価項目ごとに</u>法人が当該事業年度の業務の実績について自己点検・<u>評価</u>を行い、これをもとに、評価委員会において検証・<u>評価をして、</u>行う<u>こととする。</u></p> <p><u>(4) 大項目評価は、別表1の評価項目ごとに評価委員会において総合的な評価をして、行うこととする。</u></p> <p><u>(5) 全体評価は、項目別評価の結果を踏まえ、中期計画の実施状況など法人の業務の実績について</u>総合的な評価を<u>して、行うこととする。</u></p> <p><u>(6) 評価委員会は、評価結果を決定する際には、評価結果の案を法人に示すとともに、それに対する法人からの意見申し出の機会を設ける。</u></p>

素案	案（素案の修正案）
<p>3 項目別評価の具体的方法</p> <p>(1) 法人による自己評価 法人は、年度計画の個別項目ごとに、当該事業年度の業務実績を別表2の評価基準によりV～Iの5段階で自己評価（評点）し、計画の実施状況及び評価の判断理由を記述した業務実績報告書を作成する。 また、評価を行う年度計画の大項目ごとに法人としての特色ある取り組みや未達成事項のほか、当該実施年度の前年度に評価委員会から指摘された事項等についての対応結果などを記述する。 なお、評価の際に参考となる資料があれば、必要に応じて添付するものとする。</p> <p>(2) 評価委員会による法人の自己評価の検証及び個別項目評価 評価委員会は、業務実績報告書にある評価項目ごとに、法人の自己評価や年度計画の設定の妥当性も含めて、法人から聴取を行ったうえで総合的に検証し、年度計画の達成状況について別表2の評価基準により5段階で評価（評点）を行う。 なお、法人による自己評価と評価委員会による評価が異なる場合は判断理由等を示すものとする。</p> <p>(3) 評価委員会による大項目評価 評価委員会は、業務実績報告書にある評価項目ごとの評価と特記事項等をもとに、評価を行う年度計画の大項目ごとの達成状況について、別表3の評価基準によりS～Dの5段階で評価（評点）するとともに、特筆すべき点や遅れている点についての意見を記述する。 大項目評価は、評価項目の評価ランクとに、Vを5点、IVを4点、IIIを3点、IIを2点、Iを1点として大項目別の平均点を算出し評価した結果を判断の目安として、評価委員会が総合的に判断したうえで評価を決定する。ただし、II以下の小項目がある場合は、A評価以上とはしない。</p>	<p>3 項目別評価の具体的方法 項目別評価は、以下の(1)～(3)の手順で行うこととする。</p> <p>(1) 法人による自己評価 法人は、別表1の個別項目評価の評価項目ごとに、当該事業年度の業務の実績を別表2の評価基準によりV～Iの5段階で自己評価（評点）し、年度計画の実施状況及び評価の判断理由を記述した当該事業年度における業務の実績に関する報告書（以下「業務実績報告書」という。）を作成する。 また、評価を行う年度計画の大項目ごとに法人としての特色ある取組や未達成事項のほか、当該事業年度の前年度の評価において評価委員会から指摘された事項等について、当該事業年度の対応状況などを記述する。 なお、評価の際に参考となる資料があれば、必要に応じて添付する。</p> <p>(2) 評価委員会による法人の自己評価の検証及び個別項目評価 評価委員会は、業務実績報告書をもとに法人の自己評価や年度計画の設定の妥当性も含めて、法人からの聴取など調査・分析を行ったうえで業務の実績の全体について検証する。その結果を踏まえ、別表1の個別項目評価の評価項目ごとに別表2の評価基準によりV～Iの5段階で評価（評点）し、年度計画の実施状況及び評価の判断理由を記述した当該事業年度における業務の実績に関する評価結果報告書（以下「評価結果報告書」という。）を作成する。 なお、法人による自己評価と評価委員会による評価が異なる場合、評価委員会は判断理由等を示す。</p> <p>(3) 評価委員会による大項目評価 評価委員会は、個別項目評価の結果を踏まえ、別表1の大項目評価の評価項目ごとの実施状況について、別表3の評価基準によりS～Dの5段階で評価（評点）するとともに、必要に応じて特筆すべき点や遅れている点についての意見を評価結果報告書に記述する。 大項目評価は、評価区分ごとに、Vを5点、IVを4点、IIIを3点、IIを2点、Iを1点として大項目ごとの平均点を算出し、その結果を判断の目安として評価委員会が総合的に判断したうえで評価を決定する。</p>

素案	案（素案の修正案）
<p>4 全体評価の具体的方法 評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、中期目標の達成状況全体について、記述式により総合的に評価を行う。</p> <p>5 評価結果</p> <p>(1) 評価委員会は、評価結果について法人に通知する。</p> <p>(2) 評価委員会は、評価結果を踏まえて必要があると認める時は、法人に対して業務運営の改善その他の勧告を行うものとする。</p> <p>(3) 評価委員会は、前2項における内容を知事に報告するとともに、公表する。</p> <p>6 評価結果の反映</p> <p>(1) 評価委員会は、評価結果がDランクの項目について、原則として業務運営の改善その他の勧告を行うものとする。</p> <p>(2) 法人は、評価結果がC及びDランクの項目について、自主的に業務運営を改善するなど所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 法人が作成する業務実績報告書並びに、評価委員会が作成する評価結果報告書の様式は以下のとおりとする。 業務実績報告書・・・別紙様式1 評価結果報告書・・・別紙様式2</p> <p>(2) この実施要領は、評価委員会の決定により必要に応じて見直すことができる。</p> <p>8 附則 この実施要領は、法人の平成24年度における業務の実績に係る評価から適用する。</p>	<p>4 全体評価の具体的方法 全体評価は、項目別評価の結果を踏まえ、中期計画の実施状況全体について、記述式により総合的な評価をして、行うこととする。</p> <p>5 評価結果</p> <p>(1) 評価委員会は、評価結果について法人に通知する。</p> <p>(2) 評価委員会は、評価結果を踏まえ必要があると認める時は、法人に対して業務運営の改善その他の勧告を行うこととする。ただし、大項目評価において評価区分をDとした項目については、業務運営の改善その他の勧告を行うこととする。</p> <p>(3) 評価委員会は、前2項の内容について知事に報告するとともに、公表する。</p> <p>6 評価結果の反映</p> <p>(1) 法人は、評価委員会からの勧告を尊重し、業務運営の改善等に努める。</p> <p>(2) 法人は、評価委員会の評価が評価区分Cとなった項目について、自主的に業務運営の改善等に努める。</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 業務実績報告書及び評価結果報告書の様式は以下のとおりとする。 業務実績報告書・・・別紙様式1 評価結果報告書・・・別紙様式2</p> <p>(2) この実施要領は、評価委員会の決定により必要に応じて見直すことができる。</p> <p>8 附則 この実施要領は、法人の平成24年度における業務の実績にかかる評価から適用する。</p>

素案	案（素案の修正案）																
<p>別表1 年度評価における評価項目(実施要領2-(2)関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="204 365 331 405">区分</th> <th data-bbox="331 365 802 405">評価項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="204 405 331 517">個別項目評価</td> <td data-bbox="331 405 802 517">以下の「大項目評価」を行う項目における中期計画の最小項目に関連する項目を基本とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 517 331 965">大項目評価</td> <td data-bbox="331 517 802 965"> 中期計画の大項目に関連する年度計画の次の4つの大項目 第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 第3 財務内容の改善に関する事項 第7 その他業務運営に関する重要事項 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 965 331 1064">全体評価</td> <td data-bbox="331 965 802 1064">中期計画の進捗状況及び中期目標の達成状況</td> </tr> </tbody> </table> <p>【備考】 1 年度評価は、個別項目評価の結果を基に、大項目評価、全体評価の結果を導くこととする。 2 個別項目評価は、中期計画の最小項目に関連する項目を基本とし、以下については年度計画における最小項目とする。 ・中期計画「第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」の「1 医療の提供」のうち、「(2)信頼される医療の提供」及び「(4)患者・県民サービスの向上」</p>	区分	評価項目	個別項目評価	以下の「大項目評価」を行う項目における中期計画の最小項目に関連する項目を基本とする。	大項目評価	中期計画の大項目に関連する年度計画の次の4つの大項目 第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 第3 財務内容の改善に関する事項 第7 その他業務運営に関する重要事項	全体評価	中期計画の進捗状況及び中期目標の達成状況	<p>別表1 年度評価における評価項目（実施要領2-(2)、(3)、(4)関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="833 365 960 405">区分</th> <th data-bbox="960 365 1425 405">評価項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="833 405 960 517">個別項目評価</td> <td data-bbox="960 405 1425 517">以下の「大項目評価」を行う項目における中期計画の最小項目に対応する年度計画の項目を基本とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="833 517 960 965">大項目評価</td> <td data-bbox="960 517 1425 965"> 中期計画の大項目に関連する年度計画の次の4つの大項目 第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 第3 財務内容の改善に関する事項 第7 その他業務運営に関する重要事項 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="833 965 960 1064">全体評価</td> <td data-bbox="960 965 1425 1064">中期計画の実施状況</td> </tr> </tbody> </table> <p>【備考】 1 年度評価は、個別項目評価の結果を基に、大項目評価、全体評価の結果を導くこととする。 2 個別項目評価は、中期計画の最小項目に対応する年度計画の項目を基本とし、以下については年度計画における最小項目とする。 ・年度計画「第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」の「1 医療の提供」のうち、「(2)信頼される医療の提供」及び「(4)患者・県民サービスの向上」</p> <p><u>3 個別項目評価のうち、年度計画「第3 財務内容の改善に関する事項」の「1 予算」、「2 収支計画」及び「3 資金計画」については、1つの項目として評価することとする。</u></p>	区分	評価項目	個別項目評価	以下の「大項目評価」を行う項目における中期計画の最小項目に 対応する年度計画の 項目を基本とする。	大項目評価	中期計画の大項目に関連する年度計画の次の4つの大項目 第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 第3 財務内容の改善に関する事項 第7 その他業務運営に関する重要事項	全体評価	中期計画の 実施 状況
区分	評価項目																
個別項目評価	以下の「大項目評価」を行う項目における中期計画の最小項目に関連する項目を基本とする。																
大項目評価	中期計画の大項目に関連する年度計画の次の4つの大項目 第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 第3 財務内容の改善に関する事項 第7 その他業務運営に関する重要事項																
全体評価	中期計画の進捗状況及び中期目標の達成状況																
区分	評価項目																
個別項目評価	以下の「大項目評価」を行う項目における中期計画の最小項目に 対応する年度計画の 項目を基本とする。																
大項目評価	中期計画の大項目に関連する年度計画の次の4つの大項目 第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 第3 財務内容の改善に関する事項 第7 その他業務運営に関する重要事項																
全体評価	中期計画の 実施 状況																

素案		案（素案の修正案）			
別表2 個別項目評価における評価基準（実施要領3-（1）、（2）関係）		別表2 個別項目評価における評価基準（実施要領3-（1）、（2）関係）			
区分	評価の基準の説明	区分	評価の基準の説明		
V	年度計画を著しく上回って実施している	V	年度計画を著しく上回って実施している		
IV	年度計画を上回って実施している	IV	年度計画を上回って実施している		
III	年度計画を概ね計画どおり実施している	III	年度計画を概ね計画どおり実施している		
II	年度計画を十分に実施できていない	II	年度計画を十分に実施できていない		
I	年度計画を著しく下回っている、又は実施していない	I	年度計画を著しく下回っている、又は実施していない		
【備考】 1 評価にあたっては、必要に応じて、重要な意義を有する事項、優れた取組がなされている事項、その他法人を取り巻く諸事情を考慮する。		【備考】欄を削除			
別表3 大項目評価における評価基準（実施要領3-（3）関係）		別表3 大項目評価における評価基準（実施要領3-（3）関係）			
区分	評価の基準の説明	判断の目安	区分	評価の基準の説明	判断の目安
S	中期計画の進捗状況は特筆すべき実施状況にある	評価委員会が特に認める場合かつ小項目の平均点が4.3点以上	S	中期計画の 実施 状況は特筆すべき状況にある	小項目の平均点が4.3点以上
A	中期計画の進捗状況は順調に進んでいる	小項目の平均点が3.4点以上4.3点未満	A	中期計画の 実施 状況は順調に進んでいる	小項目の平均点が3.4点以上4.3点未満
B	中期計画の進捗状況は概ね順調に進んでいる	小項目の平均点が2.6点以上3.4点未満	B	中期計画の 実施 状況は概ね順調に進んでいる	小項目の平均点が2.6点以上3.4点未満
C	中期計画の進捗状況はやや遅れている	小項目の平均点が1.9点以上2.6点未満	C	中期計画の 実施 状況は 遅れている	小項目の平均点が1.9点以上2.6点未満
D	中期計画の進捗状況は著しく遅れている又は実施していない	評価委員会が特に認める場合かつ小項目の平均点が1.9点未満	D	中期計画の 実施 状況は著しく遅れている又は実施していない	小項目の平均点が1.9点未満
（注）小項目の平均点は、小数点以下第2位を四捨五入する。		（注）小項目の平均点は、小数点以下第2位を四捨五入する。			
【備考】 1 評価にあたっては、当該大項目にかかる個別項目評価の評点の平均値のみで判断するのではなく、必要に応じて、重要な意義を有する事項、優れた取組がなされている事項、その他法人を取り巻く諸事情を考慮する。		【評価にあたっての留意事項】 1 評価にあたっては、当該大項目にかかる個別項目評価の評点の平均値のみで判断するのではなく、必要に応じて、重要な意義を有する事項、優れた取組がなされている事項、その他法人を取り巻く諸事情を考慮する。 2 S及びDの評価とする場合は、評価委員会 が特に認める場合かつ判断の目安を満たしているものに限る。 3 個別項目評価でII以下の評価がある場合は、A以上の評価とはしない。			